

岡崎市消防団員応援事業所設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保及び地域防災力の向上並びに地域の活性化を図ることを目的とし、岡崎市内にあるサービス業などの店舗等（以下「事業所」という。）が岡崎市消防団員（以下「団員」という。）に対して利用又は物品購入時などに一定のサービスを提供し、団員を応援する岡崎市消防団員応援事業所（以下「岡崎市消防団応援の店」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申込み)

第2条 岡崎市消防団応援の店に登録しようとする事業所は、様式第1号による消防団員応援事業所登録申込書を消防長に提出または電子申請するものとする。

(登録済証及び表示証の交付)

第3条 消防長は、岡崎市消防団応援の店の登録を行った場合は、事業所に様式第2号による消防団員応援事業所登録済証（以下「登録済証」という。）及び様式第3号による消防団員応援事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 岡崎市消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

(身分証の提示)

第5条 団員は、岡崎市消防団応援の店からサービスの提供を受ける場合は、愛知県が発行する消防団員カード又は消防団員家族カードを提示しなければならない。なお、カードのデザイン及び交付番号は、愛知県に帰属するものとする。

(応援事業所の名称等の公表)

第6条 消防長は、岡崎市消防団応援の店の名称等を岡崎市ホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、岡崎市消防団応援の店が事業を廃止したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき若しくはその他岡崎市消防団応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに登録済証及び表示証を消防長に返還し、又は破棄しなければならない。

(サービスの提供の停止)

第8条 岡崎市消防団応援の店は、都合により消防団員に対するサービスを停止することができる。この場合において、当該事業所は、消防長に事前にその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月20日から施行する。

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。